

徳島県再犯防止推進計画の改定について

1 計画改定の趣旨

徳島県再犯防止推進計画は、犯罪をした者等の円滑な社会復帰を支援することにより、誰もが安全で安心して暮らせる社会の実現を図るため、再犯防止に関する施策を策定した計画。

現計画（計画期間：令和2年度から6年度まで）が最終年度となるため、国の第二次再犯防止推進計画を踏まえつつ、県の実情に応じた、より実効性の高い計画へ改定する。

2 計画期間

令和7年度から11年度までの5年間

3 基本的な方向性 ※国の第二次再犯防止推進計画に準じる

- (1) 個々の対象者のニーズに応じた“息の長い”支援の実施
- (2) 相談や地域支援ネットワークの拠点運営による支援の実効性向上
- (3) 国と地方公共団体の役割分担を踏まえた国・県・市町村・民間協力者の連携強化

4 重点施策 ※国の第二次再犯防止推進計画に準じる

- (1) 就労・住居の確保
- (2) 保健医療・福祉サービスの利用促進
- (3) 学校等と連携した修学支援
- (4) 犯罪をした人等の特性に応じた効果的な支援
- (5) 民間協力者の活動の促進
- (6) 地域による包摂の推進

5 事前送付資料からの主な修正点

- (1) 協議会の構成機関・団体及び県関係機関による取組内容等の修正・追加、統計資料のアップデートなど
- (2) 「犯罪をした者」「障がいのある者」等のように「者」という表現を「人」に変更（参考）「第2期高知県再犯防止推進計画」「千葉県再犯防止推進計画」

なお、「刑法犯検挙者数」「再犯者数」等の表記及び国の再犯防止推進計画を引用した箇所は、そのまま「者」を使用

- (3) 「刑務所出所者等」「出所者等」「犯罪をした者（人）及び非行のある少年」など、同じ内容を指している用語について、「犯罪をした人等」に統一し、用語解説に追加
- (4) 組織の名称標記の統一
（例）特定の組織を指す場合は、「徳島保護観察所」、組織一般を指す場合は、「保護観察所」と標記

頁数	主 な 変 更 内 容
3	統計資料の変更 令和6年10月末時点→令和6年11月末時点
4	成果指標に関する記述を追加
7	徳島刑務所の取組の記述を修正
10	徳島刑務所の取組の記述を修正
11	保健福祉部の取組に記述を追加 徳島自立会の取組に記述を追加
13	徳島保護観察所の取組を追加 徳島刑務所の取組の記述を修正 無料低額診療事業及び無料低額介護老人保健施設利用事業の記述を14頁に移記
14	徳島自立会の取組に記述を追加 徳島弁護士会の取組の記述を修正 無料低額診療事業及び無料低額介護老人保健施設利用事業の記述を13頁から移記
16	徳島保護観察所の取組に記述を追加
17	保健福祉部の取組に記述を追加
19	徳島県厚生保護女性連盟の取組を追加
19-20	徳島県BBS連盟の取組の記述を修正
21	教育委員会・こども未来部の取組に記述を追加・修正 保健福祉部の取組の記述を修正
25	徳島保護観察所の取組を追加
28	徳島保護観察所の取組に記述を追加 危機管理部の取組に記述を追加
29	徳島県保護司会連合会の取組に記述を追加 徳島自立会の取組を追加 徳島県BBS連盟の取組を追加
30	高松矯正管区の取組を追加 徳島刑務所の取組の記述を修正
31	徳島県地域生活定着支援センターの取組を追加
34	徳島保護観察所の取組（あわサポートネット）に記述を追加 徳島刑務所の取組の記述を修正
35	危機管理部の取組を追加 保護司会の取組の取組に記述を追加
38	用語解説に犯罪をした人等を追加

6 成果指標について

(1) 現計画から継続して再犯防止施策を推進するため、引き続き「再犯者数の減少」を採用することとしたい。

→ どの時点の再犯者数から、どの程度減少させるか
現計画では、平成30年(444人)から、20%以上減少させる

(2) どの時点の再犯者数を基準とするか

① 現計画(令和2年3月策定)では、直近の確定値(平成30年)
→ 令和5年(298)人

② 新型コロナウイルス感染症ウイルス感染症の感染状況の変化等に人流の増加に伴い、刑法犯(特に窃盗犯・粗暴犯)が増加傾向にあることを考慮

→ 令和6年推定値(364人)
 $334人(令和6年11月) \times 12 / 11 \text{か月} = 364人$

なお、令和6年の年間の統計値(暫定値)は、令和7年1月中旬に判明することから、令和6年の年間の統計値(暫定値)の採用も選択肢

(3) どの程度減少させるか

① 現計画では、20%以上減少

② 徳島県の再犯者数の現状(人口10万人当たりの再犯者数が全国的に見て少ないこと)を考慮して、現計画から緩和可能か

(4) 当てはめ例

<原案> 資料1 p4

刑法犯検挙者中の再犯者数を、令和11年末までに
令和6年推定値から15%以上減少させる。

令和6年推定値 364人 ⇒ 目標値 309人

<案2>

令和6年推定値から20%以上減少させる。

令和6年推定値 364人 ⇒ 目標値 291人

<案3>

令和5年値から20%以上減少させる。

令和5年値 298人 ⇒ 目標値 238人

<案4>

令和5年値から15%以上減少させる。

令和5年値 298人 ⇒ 目標値 253人

7 今後の予定

令和7年1月下旬～2月上旬 徳島県再犯防止推進協議会(第2回)

2月中旬 パブリックコメント実施

3月下旬 県計画改定・公表

I 計画の概要

1 計画の策定趣旨・目的

誰もが安心して暮らすことのできる社会を実現するためには、犯罪を未然に防ぐことに加え、犯罪をした人等が再び犯罪をすることがないように、社会全体で再犯防止に向けた取組を行う必要があります。

これまで、再犯防止の取組は主に刑事司法機関が施策として行ってきましたが、犯罪をした人等の課題は、就労、住居、保健・医療、福祉等多岐にわたっており、再犯防止を推進するためには、刑事司法機関や警察のみならず、県、市町村、民間団体等、そして県民の皆様のご理解・ご協力を得ながら地域社会が一丸となって取り組む必要があることから、その取組指針として「千葉県再犯防止推進計画」を策定します。

2 計画の基本理念

2016年（平成28年）12月に公布・施行された「再犯の防止等の推進に関する法律」（以下、「再犯防止推進法」という。）の基本理念のもと、犯罪や非行をした人たちも様々な生きづらさを抱えた「ひとりの県民」として理解し、その人が社会で孤立することなく県民の協力を得て地域で支えられながら円滑に社会復帰することを通じて、「県民が受ける犯罪被害の防止」や「安全で安心して暮らせる社会の実現」を図ります。

また、再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした人等がその責任を自覚すること及び被害者等の心情を理解すること、並びに自ら社会復帰のための努力をしていくことが重要であるとの認識の下に、犯罪被害者等の名誉や生活の平穏を害することのないよう、犯罪被害者等に対する十分な配慮をもって行うものとし、その上で犯罪をした人等を地域社会の一員として迎え、支え合うことにより、「誰もが暮らしやすい千葉県づくり」を推進します。

3 計画の位置づけ及び対象者

「千葉県再犯防止推進計画」は、再犯防止推進法第8条第1項の規定に基づく地方再犯防止推進計画と位置づけます。

また、本計画の対象者は、同法第2条第1項の規定に基づき「犯罪をした人等（犯罪をした人又は非行少年若しくは非行少年であった人をいう。）」とし、矯正施設（刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院をいう。）に収容されている人や保護観察対象者のほか、微罪処分となった人、起訴を猶予された人、罰金・科料となった人、刑の全部の執行を猶予された人を含むものとします。

4 計画の期間

2021年度（令和3年度）から2025年度（令和7年度）の5年間とします。

I 再犯防止推進計画策定の目的

第1 再犯防止推進計画の位置づけ

本計画は、「再犯の防止等の推進に関する法律」（平成28年法律第104号。以下「推進法」という。）第8条第1項に定める計画として策定します。

本計画の対象者は、犯罪をした人又は非行少年（非行のある少年をいう。以下同じ。）若しくは非行少年であった人（以下「犯罪をした人等」という。）のうち支援が必要な人となります。

第2 基本方針

第二次国計画に設定されている5つの基本方針（※）を勘案し、本県の実情に応じて、犯罪をした人等が多様化する社会において孤立することなく、再び社会を構成する一員となることにより、県民の犯罪被害を防止するため、次の重点施策に取り組みます。

- 1 就労・住居の確保等を通じた自立支援のための取組
- 2 保健医療・福祉サービスの利用の促進のための取組
- 3 非行の防止及び学校等と連携した修学支援の実施等のための取組
- 4 犯罪をした人等の特性に応じた効果的な指導のための取組
- 5 民間協力者の活動の促進等の取組
- 6 地域による包摂を推進するための取組

（※）第二次国計画に設定されている5つの基本方針

- ①犯罪をした人等が、多様化が進む社会において孤立することなく、再び社会を構成する一員となることができるよう、あらゆる人と共に歩む「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、関係行政機関が相互に緊密な連携をしつつ、地方公共団体・民間の団体その他の関係者との緊密な連携協力をも確保し、再犯の防止等に関する施策を総合的に推進すること。
- ②犯罪をした人等が、その特性に応じ、刑事司法手続のあらゆる段階において、切れ目なく、再犯を防止するために必要な指導及び支援を受けられるようにすること。
- ③再犯の防止等に関する施策は、生命を奪われる、身体的・精神的苦痛を負わされる、あるいは財産的被害を負わされるといった被害に加え、それらに劣らぬ事後的な精神的苦痛・不安にさいなまれる犯罪被害者等が存在することを十分に認識して行うとともに、犯罪をした人等が、犯罪の責任等を自覚し、犯罪被害者の心情等を理解し、自ら社会復帰のために努力することの重要性を踏まえて行うこと。
- ④再犯の防止等に関する施策は、犯罪及び非行の実態、効果検証及び調査研究の成果等を踏まえ、必要に応じて再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者から意見聴取するなどして見直しを行い、社会情勢等に応じた効果的なものとする。